

事由C：生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業に限る）

## 家計急変必要書類一覧

■ 共通（家計急変にお申し込みされる場合は、全員提出が必要です）

必要書類	提出先	チェック欄
① 給付奨学金確認書【原本】	本人→学校→JASSO(採用後)	
② 給付奨学金申請書（家計急変事由該当者用）【原本】	本人→学校→JASSO	

※①と②はA 3用紙1枚で繋がっております。それぞれに分けて（A 4サイズに切って）、学校に提出してください（学校は給付奨学金申請書を申請時、給付奨学金確認書を採用後 JASSO に提出します）。

<注> 既に予約採用や定期採用で マイナンバーを提出済の学生が家計急変採用に申し込む場合は、**再度 マイナンバー提出書類（マイナンバー提出書、番号確認書類、身元確認書類）の提出が必要**です。専用封筒で、郵便局の窓口から簡易書留により、学生（本人）から JASSO（日本学生支援機構）に直接郵送ください。

■ 家計急変事由に関する証明書類

必要書類	提出先	チェック欄
③ 雇用保険被保険者離職票【コピー】 または 雇用保険受給資格者証【コピー】 ・離職理由コードが<1A(11)、1B(12)、2A(21)、2B(22)、 2C(23)、3A(31)、3B(32)、3C(33)、3D(34)>であるもの	本人→学校→JASSO	

■ 進学（進級）前に家計急変が発生した場合

必要書類	提出先	チェック欄
④ 家計急変に該当する生計維持者の、家計急変が発生した日の翌月分～進学（進級）の前月分までの給与明細等及びその他の所得があればその証明書（最大 12 か月分）【コピー可】 ※帳簿（コピー）を提出する場合は、「自営業等の所得金額計算書」を添付	本人→学校→JASSO	

■ 該当者のみ

必要書類	提出先	チェック欄
⑤ 在留資格及び在留期間が明記されている証明書【コピー】	本人→学校→JASSO	
⑥ 以下の書類のうち一つ【コピー可】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等在籍証明書（施設長発行）</li> <li>・児童（里親）委託証明書（児童相談所発行）</li> <li>・措置解除決定通知書（児童相談所発行） 等</li> </ul>	本人→学校→JASSO	